慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	徴利論に関する一考察（一）
Sub Title	
Author	打村, 鉱三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.1 (1923. 1) ,p.117- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230101-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Politics, Book II. chap. 3）又プラトーが最も影響を受けたラケダイモーン（スパルタ）に於ては家庭の生活は甚だ少く小供を生むためには妻を貸借したのであつて、又こゝでは小供を國家の手で養育し、成人は共同食卓に就いたのである。だから當時の希臘人にとつては妻子の共有と云ふことは全く知られない思想ではなかつたのである。がこゝに特筆すべきは悲劇詩人ユーリピデスである。彼は「プロテシラウス」の内に於て婦人の共有を主張したと云はれて居る。彼の詩はアリストファーネスの喜劇の到る所に引用されて居るのであるから、彼が若し婦人の共有を主張したとすればアリストファーネスはそれを題材にして「エクレシアツーゼ」を書いたのであろうと想像してもよい。（然し殘念乍らこの悲劇は現今斷片しか存せず、而も自分はこの斷片さえも讀まないから明確に斷定することは出來ない。）

之を要するに「エクレシアツーゼ」に描かれた共產主義はプラトーの主張せる共產主義をモデルとしたものではない。寧ろプラトーがその理想國の第三卷の終り以後に於て共產主義を主張せる際には既にこの喜劇が上演されて居たのである。されば彼が第三卷の終りに於て財產の共有を主張する時には僅か二三頁で濟んで居るのに第五卷に於て「男女の能力に本質的相違なきこと、」及び「妻子の共有」を論ずる際には躊躇し、その辯解に多くの頁を費して居るのは、この喜劇に描かれた樣な浮薄な共產主義と同一視されることを恐れた爲めであると思はれる。（Barker, Plato and his predecessors. p. 208 n. 3 and p. 217）。

徵利論に關する一考察（一）

打村鑛三

（一）

吾が Thomas Aquinas はその大著 Summa Theologica の Secunda-Secundæ 第七十八問第一題に設問して言ふて居る。「貸付けたる貨幣に對して利息を徵するは果して罪惡なりや」と。而してこれは他の敎父達の言說と俱に當時の經濟生活に於けるトーマスの敎父たる特殊の地位が爲さしめた設問であると看らるゝのであるがこの問題は獨りトーマスや、またその他の敎父達によつて疑義せられたのみならず、古來幾多の場合に問ひ試みられ、而してこの行爲は甚だ多くの場合否認せられたのであつて、就中古代立法或は聖者哲學者の言說にその然れるを見るのである。(1)然るに中世以後經濟事情或は組織の變更につれて、見解は漸く是認に傾ひたと做されるのみならず、この疑問が古來の形の儘で問題とされることさえも殆んど、或は全然無くなつたと云はれる。

（註一）、徵利行爲に對する嫌惡の感情或はその實際的表現たる禁止立法は、つとに疾くマヌーの法典中に之を認むることが出來るといふ。而してこの法典は戰士と僧侶に利息を禁じ、その以外のものには、之を許したが、然も一般人に就いても猶極めて低い法定率を守らしめて無償の貸借を奬勵したといふ。ムハメッドの法制も亦同じき態度を取り「神は賓買を許し給えども、徵利（Usure）を禁じ給へり」とコーラン）は言ふ。（Charles Gide, Principes D'Economie Politique, 33 Edit., 1921. p. 535）。更に古代埃及の法制に見るも「ボッコリス法典は利息が三年後元本の倍額に到りたる時は爾後利息を生ぜざることを規定せり、又貸借は無利息にして、元本の二分の一の違約金を約せる慣習ありたりといふ。」（岡村敎授利息制度、京法十卷五號參照）猶古代ヒブルユー人間に於ける徵利嫌惡の感情に就ては、利末記

十九章十三節以下、二十五章八節及二十三節三十五章、出埃及記二十二章、二十三節十二節、二十五節、申命記十五章一節以下、ヘレミヤ記五章一節、十五章十節ヘゼキエル記十八章八節、詩篇十五ノ五、百九ノ二、百十二ノ五、箴言二十八ノ八。希臘禁止論に就ては後出。

古來徵利貸付の否認せられた事例の解釋として、その然れる所以は、經濟生活の未發達な、換言すれば、まだ完全な投資の分野が開拓せられない當時に於ける貸借が概ね所謂消費貸借であつて、貨幣は事實何ものをも生むことが無かつた故である。加ふるに歷史の敎ふるところによれば、多くの場合貸手は有力な土豪であり、借手は貧弱な農民であるといふやうなことが多く、徵利貸借はこれ等の無力な借手を保護しやうとする要求から自然非議せられたので、その後漸く經濟事情の變遷するに從つて、借入れられた資金は完全に營利の用に供し得、また常に供するが故に高利制限の企圖を除いては、(2)自然この否認說は消滅すべきであつて、現在にあつては「時に保護を必要とするのは寧ろ貸手の側である」(Ch. Gide, Principes D'Économie Politique, 1921, p. 528) とさえ說かれるが普通である。(3)斯く解釋することは必しも誤謬でない。けれども注意深き經濟史の研究は、吾人に徵利貸借是非論の消長なり、意義なり、性質なりを、一概に經濟生活發達の順次に從つて縱に觀察し解釋する結果の甚だ危險なることを敎ふるのである。一方また余はこの議論の本質を單なる經濟生活の變遷に由つて、その影響は當然受けこそすれ(4)全然存在それ自身をまで拒まれ去るが如きものでないと考えるのである。

（註二）　この高利に對する干涉、高利制限法の立法すら、今日の場合姑息であり、無力であると做し、寧ろその事の不必要を主張する論があるが、決して故ないことではない。所謂利子自由の論 (Zinsfreiheit) の當然の論結はこの無用論にまで趨かねばなるまい。これを主張するものにして、一方この主張を認むるものは畢竟不徹底の誹を脫れ難いであらう。この場合想起せらるゝのは、かれ J. Bentham の態度である。議論である。彼の粗豪にして犀利な論調は到るところに於て人に迫るものがある。高利は彼に從へば單に慣習にすぎぬ。「然らざるものよりも自然に一層適當なとり做し得べきが如き如何なる利子ありや。」(Defence of Usury, The Works of Jeremy Bentham vol. III p. 4) と叫ぶ彼は、利率慣例の不確定を指示して、法に依る强行の基礎たるべくその弱さを說き、慣習は便宜である。從つて一人に便宜な利率が、他人に便でないからと云つて、何れかに强制せらるべき理由はないと考へた。また使用貸借の價値を決定することは無いのに、此場合のみ何故に制限するか。交換價値に就ても又同じ。而も消費貸借は現在の金錢と將來の金錢との交換である。何人も出來るだけ利益を得んと劃てるのに、當だ利子に就てのみは高利貸の汚名を蒙ると叫んで、遂には何故に低利を禁ぜざるやさまでも言ふて居る。かくて禁止法の實行性に就ては之を冷笑し (p. 11 ff.) 回避方法の存在を指示して斯の立法の無用を叫んで居る。この種の論の白眉であらう。(猶 Roscher, Principles of Political Economy 2 vols, Ame., trans. by J. J. Labor 1878, vol. II p. 136 ff. 參照)。之を實際に於ける立法例に觀るも、十八世紀の交には或は立法的手段に依り——例へば獨の Reichsabschied の如き、或は慣習法により、例へば佛國に於ける商人間の消費貸借の慣行の如き——從來の禁止は事實上破られて來た。併し獨法定最高限を制限することは止めなかつたが「これを廢したのは、十九世紀の進化である。」(W. Hedemann) 斯くてもろ〳〵の自由は確立せられたが、その後期に及んでは更にそれ等の純化が要求せられて來た。利率制限以外の利息上の制限、Ultra alterum tantum や anato zinsmus の廢止の如きその事例であらう。(2 B. Prentz. ALR. I. ii § 851)。更に「商業ニアリテハ利息ノ總額カ元本ヲ超ユルコトヲ妨ケス」(Deuts. alt. H.G.B, Art 293) と規定するものや、重利を認めたものには、墺國の Zinsgesez von 1868 § 3; Code Civil. Art. 1154. がある。更に今すこしく二三の國に就て其沿革を考察して見るに、英國に於ける一五四五年の 37. Henry VIII C. 9 では最高限一割であつたが次第に低下し、13 Ann. C. 15. 1714 では五分と規定せられた。かくて利息制限法の適用を受くる場合は漸次例外を增し、遂に 17 & 18 Victoria C. 90. 1854 では之に關する一切の法令を全廢したのである。然し英國普通法の法理に於ては契約の取消原因として威壓 (Undue influencie) を加え得る爲裁判上は制限法廢止以後も之によつて、高利貸の橫暴から人々を救ひ得たのであるが、一九〇〇年に遂には Money lenders Act 63 & 64 Vict. C. 51 を制定し十一月十日から施行するに到つた。此法律第一條に於て裁判官は不當な高利契約を相當な利率にまで引直す

權能を與えられて居る。獨逸では、ALR に於て既に「商人カ卸賣取引ニ於テ金錢ヲ借入ル、場合ニハ、利息ニ關スル定メハ只當事者ノ合意ノミニ委ス」(ALR II 8 § 684)とあり、12 Mai 1866 の法律はその第一條に於て「不動產擔保ナ有セサル消費貸借ニツキテハ從來ノ約定利率ニ關スル制限ヲ撤廢ス」と云ふて居る。年代順に見れば、ALR に倣つて一八三九年ヴイルテンベルヒは手形に關する制限を廢し、一八五八年ザクセン・ツヤイマアでは商法の範圍に止まることと改めた。一八六一年の獨逸舊商法、Art 229. II は商法の範圍だけではあつたが、利率制限を全一的に廢する旨を宣し、其後前述の一八六六年の法律が出、なほ、2 Jan. 1867; 18 März 1867 に幾分の變更を加えて發布したのであるが、是等各聯邦の傾向と舊商法の統一的立法とが相俟つて遂に一八六七年十一月全聯邦を通ずる法律が制定せられて「利息ハ自由ナリ、コレニ反スル私法的刑法的規定ハコレヲ廢ス」と宣言するに至つたのである。其後 B.G.B. が出來て Art 39 EG zum BGB は之を排斥して居るが、これは BGB が全く利息自由の立場に立つて利率は全然當事者の契約に委して居るからである。墺國に觀るに Josef II の自由主義も利息制限に就ては比較的無頓着で唯一七八七年一月廿九日の法律に於て高利貸に對する刑罰を廢したが、尙制限外の利息は訴求し得ざるものとした。其後反對思想が起つたのにつれて禁止主義が盛になり一八〇三年十二月二日の法律は再び刑罰を採り入れた。但し商工業者につきては之を適用しない。この間に a BGB § 994 の制定あり（一八二二年）更に一八六六年は他人の窮迫、輕率、無智を利用して暴利を貪るものを高利貸として之を罰した。然し一八六八年一月十四日の法律は全然之を廢した。これに據る高利貸の跋扈に對しては、こゝに利子自由の原則を確立しつゝ、一八八一年に高利貸法を定めた。但しこの法律は刑法的であつて唯私法上の法律行爲を無效と宣言するのみであつたから、私法的に當然無效となると云ふわけではない。間もなく a BGBの附則が出來て此點は修補せられた。獨約定利息自由の原則の行はるゝ國は、白國、伊國、西班牙、丁抹、諾威、瑞典、匈牙利、其他である。これ等と少しく趣を異にするのは瑞西で Graus, Aargau, Solothurn, Luzern, Wallis, Freiburg 等には尙最高制限があり舊債務法制定の時には之等を廢止せんとするものもあつたが、（Art. 119 des Fichschen Entwurfs von 1875）結局舊債務法は「利息ノ弊害ニ對スル規定ハ各カントン立法府ニ委ス」（Altes DR. art 83）と いふことになつた。而してこの「各カントン」に代ゆるに「公法ニ」を以つてする改正案は（VE Z Neuen OR. 1889）遂に其儘現行法となつて居る。更に佛國に於ける沿革をたづねるに、一七八九年の憲法議會は五分の制限を爲したが、自由論者 Turgot（Memoire sur les prêts d'argent. 1769 參照）に從つて一七九三年四月十一日の國民議會は制限を全廢した。しかし其後の態度は甚だ曖昧であつた。（25 Apr. 1795; 31 Mai, 1795; 23 Jul., 1796 等）一八〇四年の Code Civil. Art 1907 の如きは「約定利率ハ法定利率ヲ超ユルコトヲ得、但法令ニ依リ禁セラレタル場合ハコノ限リニアラス」と云つたが後段の保留からして「約定利息ハ民事ニ於テハ五分、商事ニ於テハ六分ヲ超ユヘカラス」と云ふ法律が出來、その後一八八六年一月十二日には此制限の商事に關する場合の除外例が定められたが、民事に關しては依然として一九〇〇年四月七日の法律もこの點に言及して居ない。我國の如きも亦利息制限法の現存する國の稀なる例の中に數えられるのである。（W. Liedemann, Die Fortschrite des Zivilrechts im XIX Jahrhundert, Bd. I. Die Neuordnung des Verkehrslebens, 1910 就中その八頁より十四頁、百三十二より百三十四頁に依る）

（註三）A. Marshall, Principles of Economics, 5th. edt. p. 584 ff; Gide, op. cit, p. 525-529; Leadman, Interest and usury, i Palgrave's Dictionary of Political Economy 等にその例を見るが如き所說は、洵にもつともである。然しその說くところ、當時の經濟事情が當時に於ける各種の禁止說が有力ならしめたといふ意味に取つて、はじめて服するのである。殊に資本の發生育成と關聯せしめて、之を說くは、やがて利子の本質を明かならしむる所以である。さりながら、各時代に於ける各種の禁止說が、一に經濟的原因に依てのみ說明し去らんとするかの如き疑問を抱かしむるは未だ到らぬと云はねばならぬ。同じ禁止說であつても、その間自からその性質を異にしてゐる。勿論彼等は一樣に徵利否認論たる點に於て共通同一であるかも知れない。然もかく抽象せられたる禁止說は、もはや經濟事情の如何くらいでは少しの變動をも見ることの出來ぬものである。この間の用意は流石 Ashley に於て周到に爲されて居ると信ずる。（Ashley, English Economic History, 2 vols, 3rd edt., 1894, Part I. p. 127. Part II. pp. 434-438）。

（註四）然り。禁止の意義面目を、よく了解するにはその當時の經濟事情と關連照應せしめなければならない。かくてはじめて之を正しく解釋することが出來るのである。然し W. Cannigham (The Growth of English Industry and Commerce. 2 vols., 3rd. edt., 1896, vol. I p. 15) や Leadman (前掲 Paigrave's Dictionary) の如く、その說明を全然當時の經濟事情に求めるのは當らない。その存在に裏付けしたのは正に當時の經濟事情であつたに相違ないが、そのそもそもの根源は必しもこれでない。而してこの場合に謂ふところの經濟事情なるものが、常に大なる關係をこれに有して居つても、全然その死命を制し得るまでに力ありとは考えないのである。

（二）

徵利貸借の非議に關して屢々顧みらるゝもの

に先づ古代希臘思想家の一群がある。Platon の如き其「國家論」中に於て高利貸を呼ぶに蜜蜂を以てし、彼等は其の刺針即ち貨幣を犧牲者の身中に刺し親金に對して增殖する利子を所得することに由つて之を損ひ多數の怠け者と貧乏人とを以つて國家を充すものであると做し（Republica, VIII 555 E）Aristotle に到つては人爲的形態に於ける貨殖術の極端なる發達であるところの貸金業を以て全然不自然で且つ、嫌惡すべきものと考えた。（Pol. I. X 1258. 625; Neth. IV i 1121 b 34; Pol. 1258 DI8 etc.）要するに彼等は皆徵利貸借を排する立場に在つたことは明かである。けれども余はこれが直ちに一般希臘思想を代表するものとは考えないのである。(5)(6)彼等と時を同じうして Demosthenes の如き、信用が貨幣經濟社會にとつて重要なるは恰も貨幣そのものと同樣であると做し（Or xx Contra Leptinem 25）この單純なる事實を無視するものは眞に無智文盲であると叫んで居る。（ibid. XXXVI 44）即ち彼は Platon, Aristotle とは全く相反して貸金業は正しく國家繁榮の基と考えたのである。洵に彼の時代に雅典に於て行はれた貸借は決して單なる消費貸借の範圍に止まらずして既に廣大なる金融業務が營利的目的の爲に存在して居たといふ。（Augastus Böckh, The public Economy of Athens, in four books to which in added, A Dissertation on the silver mines of Laulin, Eng. trans., vol. I. 1828, p. 308）、されば余も亦 Louis H. Haney が Platon 等の利子に關する意見を目して多く當時の經濟狀態によつて說明し得べきものと做し「雅典に於ては資本の流通尠少にして生產的目的の爲に貨幣の貸與せらるゝこと窮迫救濟の目的の如く屢々ならず今日と雖も貸付が消費に關する窮迫を緩和するが爲に友人及び隣人に對して行はるべきものなりとせば利子に關する吾人の思想も亦恐らくは現在に於けると相等しからざるべし」（L. H. Haney, History of Economic Thought, a critical accounts of the Origin and development of the economic theories of the leading thinkers in leadings Nations 1911. p. 49）と說くに對して首肯し難しと做す高橋敎授の說に參するのである。(5)かの屢々問題とせらるゝところの徵利貸借に關する所言の眞意(8)の如き畢竟するに吾人にとつては何れでもよい。或は何れでも何い。彼等當時漸く個人自主的傾向の發生に從つて生じた政治的社會的廢頽に反對して合理的基礎の上にその動搖を來しつゝあつた團體的生活の理想を建設しやうと企圖せるもの(9)の懷いた良國良民の理想的生活は利殖の生活と動もすれば背馳しなければならぬものであつたであらう。この點よりすれば、彼等の意見は消費を目的とすると營利を目的とするとを問はず、一切の徵利貸借を否認したと見るべきであると同時に、一方 Platon がこの目的の爲に支障なき方面に於ては自由に之を許し交易は母國と外國人の間に於て全く自由に放任せられ（If, VIII 847 B.）スパルタに於けるが如き對外法（Arien Act）なし。（If, VII 950 B.）としてあるなどは、彼の理想國に於て嚴重に利殖を禁止して居るのに比較して、正しく彼が希臘道德哲學者の敎育的哲學說を典型的に代表して居ることを認め得るのである。この點に於て希臘の禁止說は、所謂かの基督敎禁止說のそれと全然趣を異にしてゐる。

（註五）高橋敎授、經濟學史研究三〇五頁。三田、一五、三「希臘に於ける貨幣及利子學說。」

（註六）Marshall 敎授は Aristotle, Platon の所言を引き、「これ等の所言は商業に關する希臘思想の樞機を與ふ」と云ふが、余は直ちに之を目して希臘一般が營利行爲に對して

有したりし思想を了解すべき "Key-note" とは考えないのである。(Principles of Economics. p. 729 N. 2)

（註七）　三田、一五、三、四九頁

（註八）　一方 R. Pöhlman (Geschichte des antiken Kommunismus u. Sozialismus 1895-1901) の社會主義的解釋であつて、他方 Trever (A History of Greak Economic Thought. 1916. p. 165) の如きアリストートルの議論から以て小額の徵利貸借 (γόβολοκαπηλεία) に限られたものと做すものゝ二つである。

（註九）　Platon の社會哲學は、その法律篇に於ても、國家篇に於ても本來教育の體系である。(Bonar, Philosophy and Political Economy. 1893 p. 27) 「… 然して教育は Platon の倫理學中の最重要部である。」(J. D. Erdmann. A History of Philosophy, Eng. trans. 3 vols., 1898. vol. I p. 121) 而して一方當時の社會を顧みるに Blanqui は云ふ「希臘は奴隷經濟の國である。都市國家が其經濟の中心を爲すものであつて人は市民として、その構成分子としてはじめて存在す」と。(Blanqui, History of Political Economy. Eng. trans. 1880, p. 10 ff; Ingram, History of P. E. 1919. p. 11 f. 參照) 當時に於ける社會組織の基調は猶ほ正にこの程度にあつたであらう。これに對して漸く勃興せる主我個人主義の傾向に向つて決然立つた彼等の態度には、かのイスラエルの豫言者等が當時急速に發展せる商商的傾向を目して彼等の社會組織を脅かすものとしてこれに對して戰つた概を認め得やう。(Erdmann, op. cit. p. 123)。かくては彼等の否認論は時宜に適したものと云へやうが、然も世相の實際はどんどん營利的活動の發達を觀たのである。(Blanqui, op. cit. p. 20) の記述なども その一例たり。) この場合一般ギリシヤ人の斯問題に對する態度を Platon, Aristotle 一味の言說に求むるは寧ろ眞相を得難い道理である。彼等も遂に希臘に生れた如何とも爲し難い必然からしてどの邊にか爭はれぬ希臘のにほひがある。殊にア氏に於て然りである。けれども畢竟彼等は、ヘレニスムの意識的制御者である。彼等のこの立場は輕視すべからざるものと考える。

凡そ希臘神話を繙く注意とその意味を了解する能力とを有するものならば、その中に表はれ來る希臘人——希臘思想が如何に實際的であり現世的であるかを肯ふに容易であらう。希臘の神が如何に人間的であるか。彼等の物語が如何に現世的であるか。(10) 一々引證する必要を認めぬ程周知の事實でりる。所謂ヘレニスムである。今茲にたゞ此點に注意を向けることだにすれば、自から希臘一般の徵利問題に對する感情なり態度なりを推すことは必しも不可能ではあるまい。(11) 茲に於て吾人はたまたま Xenophon を想起する。彼はソクラテス學徒の一人ではあるが、一方に於て實務の人であつた。而して彼の書中には、他のソクラテス學派の人々に見るが如き貨殖營利の術に對する偏見を含むことなく、(Æcon ii 18) 彼も亦一般希臘思想家と等しく「人」を主とし「物」を從としたその一方に於て富を尊重すること甚だ大であつて、之が增加及使用に關する實際的法則を試むることが屢々あつた。彼は實に營利のあらゆる手段に對して熾烈なる興味を有して居つたのであつて、自から斯論に關して Platon 一派とその態度を異にしたのは言ふまでもない。

（註一〇）　希臘史家 Grote は云ふ「希臘人の神話の世界は人間に先ち、人間に優る神々を以つて初まつてかくてこれは先づ神人に、次に人間に及んで居る。これ等の神々に就ては、超人間的な、非人間的な、さまざまな奇怪な性質を發見するが、彼等は神々と呼ぶにふさわしからずして意志の屬性、意識力、苦樂に對する感受性に於て例へば Haples の如く Grora の如く Chrysaor, Pegasus Cyclopes, Centaurs 其他の如く神と人間との性質を同時に相享けて居る」(G. Grote. A History of Greece, a new edit. 10 vols., 1907, vol. I, p. 1「然してこれ等の神話や詩篇はたとへ確たる史實を吾人に與えぬまでも甚だ價値ある實際生活のスケッチである。」(Grote, op. cit. vol. 2, p. 1 ff.) 希臘神話が一の民族史であるかそれとも一の希臘思想の寓話的表現であるかの論は(よし又或人の如く、これが自然讃美詩の一體であると考えてもよい) いま余に何等の必要を認めぬ。いづれにしても希臘人が如何に人間的であつたかといふことを考へるに差支あるまい。(Grote, op. cit. vol. I pp. 2-3; p. 309 ff.)

（註一一）　實際生活に於ける希臘人が商業的天分の所有者であり、當時の商業が、すでに會に要類充當の爲の有無相通の課程としての存在でなく、既に立派に利得を目的として居つたことは歷史がいろ〳〵の場合に證據立てゝ居る。(Grote. op. cit. vol. I p. 378 ff.) かくて利子の受授の如き實際上全然自由に、且つ盛に行はれた (Böuche, Public Economy of Athens 此の間の消息は詳細である。)

（註一二）　三田、十二、十一　高橋教授「クセノフォンの諸著に著れたる經濟思想」(Haney, Trever, Ingram 參照)

（三）

古代に於ける營利的活動は一般に低く評價され勝ちであつて而も屢々これが當時に於ける徵利否認論存在の説明に利用されてゐるのを看るのである。けれども營利的效程の發達は吾人の普通考ふるよりも遙かに早く爲されたと見るべきものがある[13]。獨り希臘のみならず古代フェニキア、バビロン等に於てすら早く幾多の商取引が發達して居つたことを、比較的容易に知ることが出來る。[14]更に Mommsen に據れば、既に早く兩部 Etruscan が東部の諸海を商賈しカンパニアに於ても希臘人と伊太利人とは相並んで平和に交渉しラテイウム尙ほ又、エトルリアに於ても發展した正常な交易が行はれたことが述べられてある。(Mommsen, The History of Rome, Eng. trans., W. P. Dickson. D. D., 5 vols., 1875, vol. I, p. 149, p. 208 etc.)進んで羅馬帝國に及んではその經濟的活動の活潑なる、その經濟事情に時に甚だ近代的な色彩をさへ認め得るのである。[15]

（註一三）Conrard, Grundris der oekonomie, 5 Bd, 1902. Bd. I. S. 928.° 猶ほまた Coucelle-Seneuile, Guildemin, Dictionary of Political Economy 中にも羅馬、雅典、フヰキニア人間に於ける手形行爲の存在に就て論じてある。

（註一四）箴言第十二章第十一節、何西書第十二章第十七節

（註一五）W. S. Davis, The Influence of Imperial Rome 1910.

（四）

洵に羅馬は希臘に比して經濟的活躍の上に一段の光彩を添えて居る。勿論一概に羅馬といつても永い歴史であり、またこれを通じてその經濟生活の主調が繋つて農業にあつたことは否定し難いところであつて Ingram が希臘と共に之を尙農的軍國と觀たのは(Ingram, op. cit., p. 8)必しも不當でない。由來商業的貨殖的攻究の態樣は素とこれを希臘人に得て羅馬人は之を採用したに過ぎぬが、然も之を遂行するに際しての規模の廣大さは全く羅馬的であつて、羅馬人の經濟精神と光彩とは善かれ惡かれ營利行動の上に歴然として顯はれて居つたのである。(Mommsen, op. cit, vol. I p. 378)されば Ingram が彼等を目して「羅馬人の秀れて實行的な現實的な且つ實利的な特質にもかゝはらず、經濟的分野に於けるその精力の潑剌たる實現は無かつたのである。彼等は何等廣大にして且つ多方面に關聯する生産及び交換の體制を生み出すことがなかつた。彼等の歴史的使命は軍隊であり、政治であり而して國民の精力は主として國内に於ける公務と戰場に於ける奉公とに傾倒せらるゝのであつた」(Ingram, op. cit, p. 7) と做す所言には幾多の吟味條件を附した上でなければ卒かに參し難いのである。[16][17] かくの如くして徵利貸借はその歴史を通じて盛に行はれ羅馬法の精神は明かにこれを認めてその個人自由主義に基く幾多の規定を――時に高利貸の跋扈を壓える目的の法制が發布されたのを見たとは云へこれの側に於て――立派に設けて居る。[18]然もその間に於て吾人は Cicero に據るに Cato は利子の徵收を以て殺人に等しき罪惡であると做し、Cicero 自身も Seneca も Pliney も Calumella も皆等しく利子の徵收に反對の意見を表して居る(Ingram op. cit, p. 20) のを看るのである。これ等の人々は等しく幾多の征服民より移し齎らされた不德に慣らされたる當時の人人の裡に産業の廢頽道德の弛廢、且つは漸次に發生し來れる放縱の精神の存在を意識してそれ等を防止改革しやうとする感情よりしてこの懷古的言説

を爲したのであると考えらるゝのである。(Ingram, op. cit., p. 13) 故に觀方によつては、此事實は直ちに當時の實際や一般的思想が寧ろ過當にまで――當時の經濟事情と照合してみて――貨殖徵利の方に傾ひて居たことの證左となると考えられぬこともないではあるまいか。

（註一六）初期羅馬の土豪貴族が時に資本家としての活動の實際に於て甚しく近代的な效果を齎らして居ることにも考察を及ぼしめねばなるまい。(Mommsen, op. cit. vol. I p. 204) 農業は正しく羅馬に於ても最も廣く繼續して行はれた業務であるが、これ等 Latins の商業中心地に於ける地方生活の速かなる發展（引用句の前にこの記述あり）からして豫想せらるゝが如く、產業のその他の分派も亦之に伴ふことを謬らなかつた」(Mommsen op. cit. vol. I. pp. 201-202)

（註一七）吾人は決して堅白異同の辯を爲すものではない當時の生活感念と現代のそれとはその基調に於て相異あることを忘れたものではない。然もその間に於て猶 Blanqui の如く彼等羅馬人の榮と壯大とは外面的な言葉の上の榮や壯大にすぎぬ。彼等の戰勝によつて得た巨大な富は、彼等の誇や驕に費されたにすぎずその間何等有用の見から所理せられたのではない。彼等の經濟は畢竟商業的能力を欠く戰を商賈の Clammen 經濟である。(Blanqui. op. cit. p. 49 ff.) と云ふが如き言説は全然無條件で受け入れることは出來ぬ。Oliver の如きまた、羅馬法に於ける財產保護や契約に關する規定の慘酷を云々し、また商業に於ける誠實の缺乏を云々してその之に對する能力を疑つて居るが、果して如何であらう。彼でさえ次の如く云つて居る。「事實羅馬人は商業的企圖に本質的なる能力を全然欠いては居りはしない」と (E. H. Oliver, Roman Economic Condition, to the close of the R. public, p. 20; p. 22) こゝに羅馬法に於ける財產、契約に關する規定については、少くともこれ等の觀念をその立法のうちに認めた點ほかの神法的規定を以つて財產の分有や營利行爲を嚴禁した例とは大分に趣を異にしてゐると云はねばならぬ。

（註一八）Ashley, op. cit. pt. I p. 146; Sohm, Institutes of Roman Law, Eng. trans. by T. C. Ledlie, 1892, p. 48. p. 50 ff. pp. 106-107)

（五）

勿論羅馬と云ふも、その上代と末期とに於て社會の事情も亦制度も終始同一である理はないが、その上代に於て事實利息自由が原則とせられた風は漸く之が弊に憂ふる歷代君主の取締もその効無くして永く一貫して傳はり、徵利行爲は盛んに行はれたのであつた。當時最も高利に苦しめられたのは農民であつたが、(19) 紀元前四世紀の中葉頃から小農の間に立法手段に訴えて資本の力を防壓しやうとする企てが起つて遂に紀元前三四二年には lex genucia を發布せしめて(20) 徵利を刑罰を以て禁じたが Sohm はこれを評して "Als wenn das möglich gewessen wäre!" と言つて居る。(Sohm, Institionen, 1911. Leipzig S. 515)、事實右の法律は空文に終つて高利は盛に流行し紀元前八九年には高利貸に依つて訴えられた債務者をプレトールが裁判に勝たしめたといふので、そのプレトールが、市場で刺殺されたといふ程であつた。(ibid.) 斯の如くして羅馬は共和政の末期に到つては重大なる社會的或は政治的危險に陷つたので、これに對して Cato その他の人々が論難甚だ勉めたことは既述の如くであるが、羅馬の貴族だけは一方にこれを賤みながら他方には金貸業者を內密の手先として使用し Cato も Ceneca も實は皆高利の罪惡を侵したのであるといふ。(Gide, op. cit., p. 525; A. Delourne, Les manuers d'argent à Rome les grande compangnies par actions, Lex marché, Piussance des publicun et des banquiers 1890, pp. 60-61) かくて羅馬法の徵利に對する態度も要するに時に最高限度を劃することがあつたに止まつて居つたので、遇々なそれらの立法に於て見らるゝ立法精神も、自づからその傾向を古代神法と異にしたと同時に、一方かのカノーニストの禁止令とも亦、之を異にして居つたことを認め得るのである。(21)

（註一九）W. Cunningham, Christian Opinion on usury, with special reference to England. 1884 に有益な記事がある

る高橋教授は、三田、一五の七、六－七頁に於てその十四頁を Rodolf von Ihering の Geist des Römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seinen Entwecklung I. S. 242 とともに引用されて居る。

（註二〇）Lex genucia 發布の年にはいろ〳〵の異說があるのみならず、その實在の眞僞さえ法學者の間に疑はれてゐる。然しこれが事實發布になつて居たとしても、貴族がプレトールの職務に據つて訴訟手續を支配して居たのと自由民を法律が束縛出來なかつたのとで貸金は Latins 及その同盟者の名に依つた行はれ利息禁止の實効は一向擧らなかつたのである。但しこのやり方は lex lempnonia (B. C. 194) に依つて禁止せられたといふが、然もこの結果の程も疑はれる。

（註二一）羅馬の國法は全然神法とは別箇の法律である。はじめて神法の殼を破つて如實なる人間の生活を規範したものはかの羅馬法であつた。そこで羅馬の國法に於て觀らるゝ徵利貸借規定は、勿論神法とはその本質を異にすると同時に、又教會法の宗教的な理論的根據から出たものでなく、謂はゞ一の社會政策的結論であつて、これと同じ樣な例は吾が國の法制史に於ても亦看らるゝのである。我が國人は徵利貸借といふこの社會現象には甚だ無頓着で、寧ろ何等の疑をもこれに挿まなかつたやうである。かくて勿論古代神法やカノーニストの論議に比すべきものからは全然獨立して與り知らぬのである。尤も利息といふことは古くから行はれて、それから生ずる社會的弊害を防がうとして所謂徵利の禁止をした例が無いではないが、併しそれは全く羅馬に於けると同じ性質のものであつたのである。由來日本人は現世的な快活な樂天的な民族である。殊に原始の日本人が（儒佛渡來後の日本人は、大分に變化せしめられたが、如何に快活で現世的であつたかは、正しき態度を以つてすれば萬葉、及び古事記の眞情的な記述に充分覗ふことが出來やう。余は常に切なる愛著を以て兩書を讀むがこれに見らるゝ我等の祖先の生活は凡ての事象をあるがま儘に受入れ、これを常に明く解釋して、人間であるが故の樂しみと人間であるが故の苦しみとを俱に正面から享け入れる善い意味に於ても惡い意味に於ても飽迄人間的な生活であつた。そこで、茲於ては直ちに如上の如き民族性を有する日本人が熾烈にして息みがたき人間の物質的欲求、惹いては諸般の營利的活動に對して必しも疑を挿しはさむことを爲さず、尠くともある程度まで觀過放置して顧みなかつたことの甚だ自然たるべきことを思はねばならぬ。王朝時代に於て利息を取つて貸借することを出擧（スイコ、又はイラシ）と云ひ、利息の貸借を貸借又は賑貸と云つたといふ。新選字鏡に「貸與於人伊良須、借取於伊良布。」と見え、その起原は孝德以前であると做されてゐる。これに公出擧と私出擧との別があり、「我國古代に於て盛に之を（出擧）利用し、或は之を以つて國家歲入の一大源泉となし」た（宮崎教授、日本法制史大正三年講義、一方孝德記大化二年三月の條に、宣罷宮司處々屯田吉備島皇祖母處々貸稻とあり（日本靈吳記上にも同樣のこと見ゆ）、即ち宮に於てのみならず又民間に於てもこの事が行はれたことは明白であつて、これが私出擧である。而して此兩者は稻粟出擧と、財物出擧とに區別せられるので、大寶令雜令の定を見るに、前者に對して、凡以稻粟出擧者任依私契。官不爲理仮以一年爲斷。（義解文謂春時擧受以秋冬報是爲一年也。）不得過一陪。其官半陪並不得下因舊本更令生利及廻利爲上本若家資盡亦準上條とある、後者に就ては凡公私以財物出擧者任依私契官不爲理、每六十日取利。（謂文云每六十日即知未滿六十日者亦无無取利之法也。）不得過八分雖過四百八十日不得過一陪、一家資盡役身折酬、不得廻利爲本、とありこれら債權に對する質物保證の制度も亦確然として雜令中に規定されてゐる。公出擧については、之が雜稅の一として政府財源の一に利用せられたことに、ある興味を覺ゆるに止めて姑くこれをおき、私出擧に就て見るに、これはなか〳〵流行したものらしく、無智な百姓が、眼前の安逸に迷つてこの陷牢に落入ることが、屢々であつたので、大化二年には私出擧稻を禁じ、其後また天平九年九月二十一日に禁令の理由を說く聖武天皇の詔書が出て居る。曰く「――勅如聞臣家之稻貯蓄諸國貸與百姓求利交關無智愚民不顧後害迷安貸食忘此務農遂逼乏因逃亡他所父子流離夫婦相失百姓弊窮因斯彌甚實是國司教喩乖方使致於朕甚愍焉、濟民之道豈合如此、自今以後悉皆禁斷催課百姓一赴產業必使不失地宜人阜家贍如有違者以違敕論科罪其物沒官國郡官人即解見任布告遐邇稱朕意焉。」と之を以て看ても當時の禁止論の性質を知ることが出來やう。併しかくの如き詔勅が出ても矢張り私出擧稻は盛に行はれて、金錢を貸したと稱して事實稻粟を貸して利子を徵したので孝德天皇の天平勝寶三年には、更に一層嚴重な布令が出て居ゐが、その間にあつて惠美押勝などが、特別の天寵に依つて特に稻粟を私に出擧することを許されてゐたなどは、甚だ興味あることである。而して又出擧稻を禁じながら出擧錢を禁じなかつたことには充分の注意が拂はれねばならぬ。これが理由は判然しないが兎も角も當時の禁止令が、社會弊害に對する應急的政策的手段であり、他に意味もないのであるから、當時さ程金錢的な取引の頻繁でなかつた時分のことゝて、これよりして起る弊害は、その時分の國民の最大多數である農民の間に起つた稻粟出擧の弊害に比らべて當局の注意を惹かなかつた爲であらう。出擧の利息は令に於ては公私共に六十日を單位とし六十日每に元本の八分の三以下の利息を取ることになつて居る。即ち最高年七割五分である。從つて四百八十日（一年と四ヶ月）にて利息は元本と同一になるが、元本

以上の利を收むることは、許されなかつたのみならず、元本を拂つて利息を猶辨濟しない場合にこれを更に元本として利息を生ぜしむることや、利息を未濟元本のうちに加えてその元利合計を新本とするが如き重利の方法は禁ぜられて居たのである。その後出擧錢の法定利率は次第に引き下げられ、桓武天皇の延曆十六年には、一年半陪（五割）とされたが、實際に於てはそれ以上の高利が盛に行はれて光仁天皇の寶龜年間には百文の利を一ヶ月十三文とし（年十五割六分）或は十五文とした券契を見たのである。猶出擧稻の利率は同じく一年一陪としても、この場合の一年は八ヶ月であつたから利稻は十割でなくて十五割に當つたわけである。（令義解雜令の三十參照）其後鎌倉時代に入つてからは前述の私出擧のみが、借物借職或は借米、借用米など、呼ばれて行はれた。この契約には、證書を借狀、借書、契狀又は單に證文と稱したのである。而して利稻は一倍利錢は半倍を原則とし、最高は一ヶ月七文（年八割四分）に及んだその間に樣々な利率が行はれてゐたらしい。然るに足利時代に入ると、一般に經濟が弛緩して貸借も自然流行し、其上幕府自からが、その財政の窮乏を救ふためにかの德政令を屢々發布したので利息は彌が上に昂騰したのである。この德政令はたしかに債權者にとつては致命的な脅威であつたに相違ないが、然もその間に備える手段があつたことは、容易に想像せらるゝことで例へば、後に禁止せられたものではあるが、斯令が無利息貸借、又は無償寄托に適用のなかつたのを利用して債主は元利合計を記入した預狀を作つて金を貸した如きその一例である。そしてこれ等の危險を冒す爲に利息は益々高率となつて行つたのである。職國時代から豐織時代にかけて利息制度が不統一且つ高率であつたことは疑はれぬところであらうが、豐臣から德川の初めにかけては、すでに餘程進んだ商業狀態となつて居つたのであつて、元祿年間に出版せられた井原西鶴の胸算用（元祿十二年版）織留（元祿七年版）日本新永代藏（正德三年版）の記述の如き、當時に於ける營利思想營利行爲の發達を甚だよく髣髴せしむるのであつて、徵利行爲の實際も漸く汎く且つノルマールに行はれて來たことを知ることが出來るのである。勿論同じく德川時代であつても時と所とに依つて種々雜多な慣行が存在して居たことは云ふまでもないが、武家百ヶ條には「家賃諸借金一割半以上ハ利足一割半ニ可相直事」とある。松屋筆記に「江戸に日成貸と云ふものあり、そはかしたる金錢を日々に返却するを云ふ。成すとは返濟を成すといへるを略せし語なり。建武式目追加に若以二密々之儀一可レ取二高利并日錢等實物一造惡歟。と見えたる日錢は日成の類なるべし。江戸に鳥金あり、そは今日貸して翌朝鳥の鳴くなり返す金也」（松屋筆記一一七古事類苑政治部八八節七〇〇頁）而して以上の變遷を經た我國の利息法制は遂に明治十年第六十六號布告の利息制限法に到達したのである。

（六）

羅馬帝國崩壞後の世界を預かつてこれを次の世代にまで引繼ぐ役目をしたものはかの基督敎であつた、敎會は神法を認むることに依つて先づ本質的に國家及その法律から離れた別箇の共同團體となる。そしてこれを國家の側から觀て甚だ危險なるものと做すところからして、その上に加えられた迫害は益々この對立を强固ならしめたのであつた。然も由來彼等の意圖するところは現世俗界の政治的利害の如きものゝ以外にあつたのである。ところが西羅馬帝國崩壞後に於ける潰滅混亂の裡に於て彼等が明に意識し得た未開の侵入者に對する智識的優越は彼等に强固なる結束の地盤を得しめて、敎會は完全に俗界の司法權より獨立し、進んでは暴隷なる君主に反抗するの地位に到り結局はこれを叱咤し命令するの域にまで達したのである。

斯くの如くして素と一方に於て衆生に對する愛を說き、他方に於て娑婆世界の賴み難く浮世の慾の淺間しきを說く宗敎的共同團體たる敎會が極りなき物慾の發露であり、時に及んでは幾多の人々を苦惱の淵に沈淪せしむべき徵利の行爲を非議したのは何等不思議はない。敎會によつて徵利問題は初め專ら神學的に考察せられたのであつて、然も、僧侶就中僧正の如きは宗門基金の保管者として恐らく徵利貸付に從事するの誘惑が最も大なるものであつたと考え得られる。そこでやがては有名なる禁止令も先づ宗門の戒律としてその發布を見たのである。(21)三百二十五年のニケア宗敎會議の條規は利子の徵收は敎理に背ることを言ふてゐるが、然もその禁止を强制したのは僧侶に對してのみであつたといふ。(C. XVI de Usuraris Clericis)(23)

（註二二）Roscher. Principles vol. 2 p. 131; Ashely, op. cit. p. 149; George O'Brien, An Essay on Mediceval Economic Teaching, 1920, p. 168.

（註二三）教父パアシリウス、ニツサの聖グレゴリヵ、聖アンブロツウス皆この例である。然も一方に於ては教父でありながら徵利の合法を辯護し、これを許容する市民法に味方したものもある。（O'Brien, op. cit. p. 172; Cleay, The Charch and Usury p. 172.）

その始めに於て純然たる一の宗教的教條であり、尠くとも一の階級的戒律であつた禁止令が漸く一般社會にもその適用を擴張して遂には甚だ有力なる强制を之に加える樣になつたのは既沌の如く教會の侵入蠻族中に得たる流治的地位であり、この地位に據る彼等の市民階級の勃興に對する嫌惡と宗教裁判權の擴張に對する希望とであつた。そこで八世紀より九世紀の交に入るや、禁止は漸く嚴重となり、且つ俗人への適用を見るに至つたのであるが、(24)十世紀を經て十一世紀に入る頃に及んでの市府の興隆、クラフトマンの擡頭等の氣運は、期せずして教會禁止令の精神とは全然反對な立場にあつて完全なる私有財產制度と契約の自由をその基礎とする羅馬法の研究となつて現れ、これに對する教文、教法學者連の必然的な奮起奮鬪は醒しいものであつた。即ち一一七九年の第三ラテラン法會議に於てアレキサンダー三世が高利貸に對する嚴重なる命令を發せしめた以來（Ashley, op. cit., pt. I p. 149）一二七四年グレゴリオ十世の里昂法會議は外國人高利貸の追放を命じ、利子の授受をなして悔ひ改めぬものゝ遺言の無效を宣し、遂に一三一一年の、維納法會議に於てクレメント五世はウズラを許す一切の俗法の無效たるべきことを宣言するに到り、バルトラス、またウズラは神法と同樣市民法に於ても禁止せらるべしと云つたのである。(25)かくて利子禁止の教理は十三世紀に於てその到るべきところに到着したのであつて、即ち斯問題に關する神學者の意見は殆んど相違なきまでに一致を見るに到り教會法（Corps juris canoniti）の出現もこの時である。十四、十五世紀に亘つては神學的色彩は私法學者間にも及した。勿論一方カノーニストが亦私法學者のメソードを採用することも屢々であつて、この兩者は漸く錯雜して來たのである。(26)

（註二四）數例を擧ぐれば、「總ての人は悉く皆な何物と雖も利を徵して貸すことを禁ぜらる」（七一九年僧會法規、）其他、八百十三年法規、コンスタンチノプル法會議宣言（八一四年）チサイム法會議宣言（八五〇）年等皆之れである。

（註二五）高橋教授、經濟學史研究三一三頁、三二一頁以下參照

（註二六）Ashley, op. cit. Pt II. p. 384, p. 379 ff; Endemann, Sudien in der romanischen-kanonistischen Wirtschaft-und-Rechtslehre Bd. I. Berlin 1484, Bd. II. 1883, Bd. I. S. 34, BJ II. SS. 402-407.

（七）

然らば、これ等の立法の對象である實際生活はどうであつたか。あらゆる刑罰を以つて脅かされつゝあるこの間に於ても利子は絕えず受授せられつゝあつたのである。(27)嚴重な禁令下に於て或は天利天引の方法により或は利息に代うるに勞力を以つてし、前拂の手段に出で（甲乙に三ヶ月期間で百圓を貸し期限前に丙乙に代つて九十五圓を甲に支拂ひ、期限に到つて乙より百圓を得る方法）或はまた商品の買戻し契約等によつて潛脫は盛に行はれたのでこれ等の中で最も廣く行はれたものは、interesse と手形行爲及び地代劵賣買の方法であつた。かゝる潛脫が嵩じて來ると教會も到底禁止の原則を嚴格に墨守することの不可能を知つてそれ等のうちの或るものを例外として認容し(28)以て尙自己の原則を確保し得たりと信じて居つたのであらうが、實際のところ則原よりも例外の多いこの場合に遭つては流石の論理家を一考を費さねばならなくな

つて來て彼等の根本主義が粉飾されねばならぬことになつて茲に彼トマス・アキナスの大業が生じたのである。（彼に就ては他日再び考察の機會を有するが故に）今はたゞこれが羅馬法より傳來せる損害賠償の觀念であつて、敎父連はこの法理を援用して借手が貸與せられたる金錢以上の高の返還を要求せらるゝを不正だとするならば、他人が貸主を困難の地位に立たしむるとも亦不正であつて。この場合借手は貸主に元金を加えて一定の損害を支拂ふべきであると云ふ議論を引き出したのであるといふことを述べるに止めやう。すでにこの論が是認された以上は二三の少さき難點や修件の如き、例へば損害の立證を要するとか、一定期間の無利息貸借を必要とするとかの如きは容易に廻避せらるゝ道理である。唯こゝに注意すべき點はかういふ風な態度論法を以て徵利の問題を論ずるやうになつた事は敎會のこれを非議するそも〳〵の根本原理が仁慈を去つて正義に到り、直觀を去つて合理に移つたといふべきであらうと云ふことである。堤は切られたのである。水は行くところへ行かねはならぬ。

（註二七）Roscher, Principles, vol. II. pp. 108-9, Note, 2; Eudemann, Studien, Bd. I. S. 21, S. 30. Neumann, Geschichte des Wucher, S. 286 ff.

（註二八）Eudemann, Studien, Bd II. SS. 366-376.

（未完）

近世初期の英國株式會社に對するスコットの觀察（上）

高木壽一

W. R. Scott の著 The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-stock Companies to 1720. (vol. II 1910) (vol. III 1911) (vol. I 1912) が英國株式會社の歷史的研究中最も優れたるものなることは既に人の知る所である。スコットは本書第二卷及第三卷に於ては一五五三年より一七二〇年に到るまでの間に於ける各株式企業の終始につき、第一卷にては同時代の綜合的、一般經濟事情につき精細なる研究をなして居る。從て彼が之等の研究の結果到達せる結論は極めて權威あるものと云はねばならない。筆者は茲に本書第一卷第二十二章を中心として本稿を草する。即スコットは大體次に述ぶるが如き結論に到達したるものである。

一

第十六世紀後半、第十七世紀及第十八世紀の初葉を通じて產業的發達の、株式會社制度の發達よりも著しきものは極めて稀である。

其支配せる富の點より見るに、一五五三—六〇年間に存在せる此種の企業即、ロシア會社及 the Adventurers to Africa の資本は一萬磅以下にして當時の國富と推定せらるる額七千五百萬磅の僅かに〇・〇一三%なりしも一六九五年に到るまでに諸株式會社の公稱資本は、四百二十五萬磅餘（外國貿易三會社二百十四萬四千七百五十磅、其他の英蘭、愛蘭、蘇蘭、及植民地の百三十七會社、二百十萬五千三百磅餘）當時の總國富の一・三%に增加し、後僅か八年にして倍加し、一七一七年更に再び倍加して二千萬磅を下らざるに到つた。一七二〇年末に於ては南洋會社 South Sea Company の增加資本と新設企業によりて募集せられたる額とを合して總額約五千萬磅、即當時の國富の十三%に當る。此國富總額、三億七千萬磅の中、僅に其約十分の一が商工業上に適用せられ他は土地家畜家屋、及家具等なるを憶へば右の十三%なる比率の極めて重要なるは明であらう。茲に株式的企業が各種の商業に用ひられたる全額よりも極めて多くの資本を用ひたりとの結果となるは一見矛盾なるが如く見ゆる。こは一に諸大會社の國家に對